

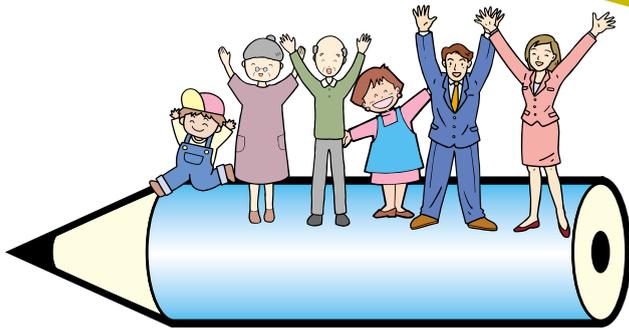
# もうすぐだつちや! 国勢調査

## 国勢調査がはじまります。

子どもから高齢者まで  
みんなが住みよいまちづくりのために、  
あなたの調査票が必要です。

### 10月1日は、国勢調査

皆さんの今の状況を、調査票に記入してください。



**みんなが住みよいまちづくりのために**

国勢調査は、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査で、今から85年前の1920(大正9)年以来、5年ごとに行われ、今回で18回目を迎えます。

国勢調査の結果は、社会福祉や環境整備、経済政策、防災計画などの基礎資料となり、子どもから高齢者まで、みんなが住みよいまちづくりのために役立てられます。

### 国勢調査員がお宅に伺います

まず、国勢調査員が9月下旬に皆さんのお宅にお伺いし、世帯ごとに調査票をお配りします。調査票が届きましたら、「調査票の記入の仕方」をよく読んで、普段住んでいる人について漏れなく記入してください。

普段住んでいる人とは、10月1日現在、①すでに3カ月以上住んでいる人、②10月1日の前後を通じて3カ月以上住むことになっている人、③います。

調査の内容は、男女の別、出生の年月、就業の状況、通勤・通学地、住居の種類など、全部で17項目です。調査票は、黒の鉛筆で該当する項目の下に付けられた○印を●のように塗りつぶしたり、字句、数字を記入するなどして回答ください。また、集計は機械にかけて行いますので、調査票を汚さないように注意しましょう。

調査票は、国勢調査員が受け取りにお伺いします。記入に関して不明な点がありましたら、遠慮

## 国勢調査

### Q & A



**Q** 国勢調査員はどんな人なの？

**A** 調査票を配付、回収する国勢調査員は、市長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

**Q** 個人情報保護法などができても、個人情報を調べる国勢調査に協力しなければいけないの？

**A** 国勢調査は、統計法などの法律に基づいて国が実施する調査であるため、個人情報保護法などは適用されません。また、調査票が提出されな

かったり、正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため統計法では、回答の義務について規定しています。つまり、国勢調査に回答することは、私たちの義務の一つなのです。

**Q** 個人情報を守られるの？

**A** 国勢調査員を含め調査をする人が、調査の結果を他人に漏らしたり、統計を作る目的以外に調査票を使ったりす

募集  
しま〜す

## 宮城県の人口を予想 してみませんか！

宮城県・宮城県統計協会では、平成17年12月、県統計課発表の国勢調査人口速報を予想するクイズを実施しています。一等5万円、二等3万円など賞金や記念品をゲットできます。はがきに予想人口、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（在学中の方は学校名）を明記して下記へ9月30日までに応募ください。

参考＝平成17年6月1日の人口は236万7230人です。はがき1枚につき回答は1つ有効！！

〒980-8570 ※住所の記入は必要ありません  
宮城県企画部統計課国勢調査班あて  
☎022-215-0461



石巻市統計協会  
会長 内海 栄一さん

今回の国勢調査は、会員が総動員して調査活動を支援していきます。皆さんのご協力をお願いします。



## 皆さんと共に53年

調査へのご協力をお願いします。

いよいよ、5年に一度の国勢調査がやってきます。石巻市を対象とする統計調査は、国勢調査を含めて16種類ほどありますが、今回の調査が最も大きく重要な調査です。世界各国でも、5年に1度、同じような調査が行われており、人口動態や福祉・環境・経済などさまざまな分野

で役立てられています。昭和27年に始めた調査員歴も53年を数え、国勢調査も11回目になりました。調査員として長年続けられたのは、地域の皆さんから信頼をいただき、調査活動に快く協力してもらったお陰だと感謝しています。

今回の国勢調査は、会員が総動員して調査活動を支援していきます。皆さんのご協力をお願いします。

### 問い合わせ先

企画部総合政策課	☎23 - 3081
	☎95 - 1111(内線454・523)
河北総合支所企画課	☎62 - 4822
雄勝総合支所企画管財課	☎57 - 3661
河南総合支所企画課	☎72 - 2116
桃生総合支所総務企画課	☎76 - 2111
北上総合支所総務企画課	☎67 - 2112
牡鹿総合支所総務課	☎45 - 2241



## 国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいたします。

なく国勢調査員にお尋ねください。

### 調査票の内容の秘密は守られます

調査票に記入された内容は、統計法によって厳重に守られます。他に漏れたり、統計を作成する以外の目的に使われることは絶対にありません。

### お問い合わせはお気軽に

国勢調査について疑問な点、不明な点がありましたら、お気軽にご連絡願います。

また、調査票が届かず調査が行われなかったときや、調査が重複して行われたときもご連絡願います。

ることは法律で固く禁じられています。

また、回収された調査票は、外部の人の目にふれないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙に生まれ変わります。

Q 調査結果はいつわかるの？

A 人口・世帯数の速報は、2005年の12月に公表されます。そのほかの集計結果は、2006年以降、順次公表されます。結果をまとめた報告書は、市企画部総合政策課や各総合支所などで閲覧できます。

また、総務省統計局のホームページ (<http://www.stat.go.jp/>) でも見ることができます。

Q 調査結果はどんなことに使われるの？

A 例えば、市議会議員の議員定数や地方交付税交付金の算定基準などに用いられたり、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。

このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。